

医療法人みゆき会 飯山介護老人保健施設みゆき運営規程

第1条 医療法人みゆき会が開設する介護老人保健施設みゆきが実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 要介護者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 介護老人保健施設みゆきの従業者は、入所者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 入所者の退所に際しては、入所者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対して必要な情報の提供を行うとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供が図られるように努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人みゆき会 飯山介護老人保健施設みゆき
- (2) 所在地 長野県飯山市大字下木島9番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 介護老人保健施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設に携わる従業員の管理、指導を行う。
- (3) 薬剤師 0.3名以上（常勤換算）
薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 9名以上（常勤換算）
入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 25名以上（常勤換算）
入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上（常勤換算）
身体機能の評価、リハビリテーション計画の立案を行い、訓練の実施、スタッフへの援助指導を行う。
- (7) 支援相談員 1名以上
施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。
- (8) 栄養士または管理栄養士 1名以上

献立の作成、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (9) 介護支援専門員 1名以上

利用者のケアプランの作成、訪問調査、その他介護保険に係わる、相談及び助言を行う。

- (10) 事務員 1名以上

利用料の作成、請求及び施設全般についての管理を行う。

(入所定員)

第6条 介護老人保健施設みゆきの入所定員は100人とする。

(サービス提供にあたっての方針)

第7条 要介護者の心身の状況及び病状・環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に施設サービスを提供する。

- 2 災害その他やむをえない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 3 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 4 サービスの提供にあたっては、計画担当介護支援専門員が作成する施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療・リハビリテーション並びに日常生活上の世話をを行う。なお、施設サービス計画については、その原案について入所者及びその家族に対して説明を行い同意を得るものとする。
- 5 診療に当たっては、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響及びその置かれている環境等に配慮して妥当適切に行う。
- 6 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院並びに協力歯科医療機関を定めておくものとする。
- 7 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 居住費、食費の利用料については、次の通りとする。なお、負担限度額認定を受けている場合には、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする

- | | | | |
|---------|-----|----|--------|
| (1) 食費 | | 1日 | 1,980円 |
| (2) 居住費 | 4人室 | 1日 | 650円 |
| | 個室 | 1日 | 1,700円 |

- 3 入所者が選定するその他費用については、次の費用を徴収する。

- | | | |
|------------|----|--------|
| 特別室料 | 1日 | 1,100円 |
| 日用品費 | 1日 | 250円 |
| 教養娯楽費 | 1日 | 150円 |
| 電気代(1点あたり) | 1日 | 100円 |
| 理美容代 | 1回 | 2,500円 |

- 4 診断書料については下記の費用を徴収する。

生命保険診断書、他施設入所診断書など 1通 5,500円～

- 5 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記

載した領収書を交付する。

- 6 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。
- 7 法定受領サービスに該当しない介護老人保健施設サービスに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護老人保健施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

（施設サービスの内容）

第9条 施設サービスの内容は、次の通りとする。

- 1 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行う。
- 2 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 入所者に対しては、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を行う。
- 4 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立についても必要な援助を行い、オムツを使用せざるを得ない入所者については、オムツを適切に取り替えるものとする。
- 5 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間において、入所者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行うものとする。
- 6 入所者に対しては、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

（衛生管理など）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第11条 入所者が施設サービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- （1）入所時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
- （2）施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
- （3）施設内に、危険物等、他の入所者の迷惑となるようなものは持ち込まない。
- （4）施設における日課を守るとともに、他の入所者の迷惑となるような行為については行わないものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、その説明書に基づいて利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得る。また、解除することを目標に経過観察・検討を行う。

2 当施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時の対応)

第14条 利用者に対し、配置医の医学的判断により対診が必要と認められる場合は、協力医療機関又は、その他医療機関での診療を依頼します。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者及び火元責任者には事業所職員を当てる。

(2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

ア 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上

イ 利用者を含めた総合訓練（夜間想定）・・・・・・年1回以上

ウ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第16条 介護老人保健施設サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、提供した介護老人保健施設サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は、提供した介護老人保健施設サービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導または助言を受けた場合は、当該指導、または助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦情処理窓口

長野県介護支援課

026-235-7121

飯山市保健福祉課

0269-62-3111

その他各市町村窓口

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口 026-238-1580

飯山介護老人保健施設みゆき 0269-81-3850

(その他運営に関する留意事項)

第17条 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年2回

2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 当施設は介護老人保健施設サービスに関する記録を整備し、介護老人保健施設サービス完結の日から2年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は5年間）保存するものとする。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人みゆき会と介護老人保健施設みゆきの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。